

一般社団法人日本 DOHaD 学会定款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本 DOHaD 学会と称し、英文表記を Japan Society for Developmental Origins of Health and Disease (略称、DOHaD-Japan) とする。

(目的と事業)

第 2 条 当法人は、生活習慣病をはじめとする非感染性の慢性疾患 (Non-communicable diseases) の発症要因と発達環境 (受精時から胎芽期、胎児期、乳幼児期) との関連性について学術研究を行い、また環境と遺伝子との相互関連という新たな視点に立脚した生命科学・予防医学・社会科学等の研究を通じて、次世代のより良い健康保持の推進 (身体・精神活動、栄養代謝、疾患発症、寿命等) と、加えて今後の健康社会に寄与することを目的とし、その目的に資するため、以下の事業を行う。

- 1 研究発表会、学術総会等の企画、立案、運営及び実施に関する事業
- 2 会誌、研究文書等の企画、制作、編集、刊行、販売及び輸出入に関する事業
- 3 DOHaD 及びその関連領域に関する調査、研究、情報の収集及び提供に関する事業
- 4 各種研究者、専門家等の人材の教育、育成及び研修に関する事業
- 5 DOHaD 及びその関連領域に関わる国内外の個人、国、公的機関、学術団体等との連絡、協力、支援、調整、連携及び交流に関する事業
- 6 各種検定、資格試験の企画、運営、実施及び資格の認定、付与に関する事業
- 7 学術集会における優秀演題賞等の授与、表彰及び顕彰に関する事業
- 8 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第 3 条 当法人は、東京都新宿区に主たる事務所を置く。

- 2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(入会、会員区分)

第 5 条 当法人の会員は以下とする。

- (1) 正会員: 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員: 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員: 当法人の事業に多大の貢献を行い、理事会において推薦され、社員総会で承認された者
- (4) 顧問: 当法人に適切なる教示および助言を行い、理事会において推薦され、社員総会で承認された者
- (5) 顧問ならびに名誉会員は学会年会費を免除とする。

2 当法人の会員となるには、理事会が別に定めるところにより当法人の理事会に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、名誉会員および顧問はこの手続を要せず、本人の承諾をもって会員になるものとする。

(社員)

第 6 条 当法人は、概ね正会員10人の中から1人の割合で相互選出される代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする(端数の取扱いについては理事会で定める。)

(1) 代議員は、正会員による代議員選挙により選出する。代議員は正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、代議員選挙に立候補することができる。なお、代議員選挙に関する細則は別に定める。

(2) 前項の代議員選挙は、2年に1度実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙により新たな代議員が選出される時までとする。

(3) 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる場合に備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

(4) 代議員の再任は、これを妨げない。

(経費等の負担)

第 7 条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、会費を納入しなければならない。なお、年会費は別に定める。

3 第1項及び第2項の規定は、名誉会員および顧問には適応されない。

4 納付した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(会員資格の喪失)

第 8 条 会員が以下に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。なお会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。
- (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。なお未納分は納入する。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第 9 条 会員が次の各号のひとつに該当する場合等、除名すべき正当な事由があるときには、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、規則又は社員総会の議決に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 10 条 会員が第 8 条・第 9 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。代議員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 社員総会

(種類)

第 11 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第 12 条 社員総会は、社員(代議員)をもって構成する。

- 2 名誉会員および顧問は、社員総会に出席し、議長の了解を得て意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

(総会の権限)

第 13 条 社員総会は、法令の定める事項及び定款等で定めた項目等について決議する。

(開催)

第 14 条 当法人の社員総会は、第 11 条に基づいて定時社員総会は毎年1回開催し、時期は毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催する。臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(社員総会の招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

3 理事長は、社員総会の日の2週間前までに、各社員に対して招集通知を発しなければならない。

4 理事長は、必要に応じて臨時の社員総会を招集することができる。

(社員総会の議長)

第 16 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(議決権の数)

第 17 条 社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって議決権を行使し、又は代理人によって議決権を行使することができる。

3 前項の規定により表決した社員は、第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 前項の規定に関わらず、第 9 条で定めるもののほか、次の議決は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 役員、代議員の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散及び合併

(5) その他法令で定めた事項

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び当該社員総会において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第4章 役員等

(役員の員数)

第 20 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事を理事長とし、理事のうち、若干名を副理事長することができる。

(役員の選任)

第 21 条 役員は社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事は、正会員によって選ばれた候補者から、社員総会の決議によって選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって選定する。
- 4 監事は、理事によって推薦された候補者から、社員総会の決議によって選任する。

(理事の職務権限)

第 22 条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 3 理事長及び理事は、事業年度毎に、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がその職務を代行し、執行する。

(監事の職務権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の制限)

第 24 条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係

のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。

- (1) 当該理事の配偶者
- (2) 当該理事の三親等以内の親族
- (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) 当該理事の使用人
- (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(理事の任期)

第 25 条 理事の任期は2年とする。ただし、理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(監事の任期)

第 26 条 監事の任期は2年とする。ただし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第 27 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、第 18 条に定める方法で行わなければならない。

(報酬等)

第 28 条 役員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第 29 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、定時理事会と臨時理事会とする。

3 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 定款および施行細則等の規則制定、変更及び廃止に関する事項の決定
- (3) 前各号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- (6) 当法人における必要な事項の決定

(理事会の招集)

第 31 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知をしなければならない。

(理事会の議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故があるときは、副理事長が議長になる。

(理事会の決議)

第 33 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 34 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合、当該提案につき理事(当該事項につき議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、当該理事会に出席した理事長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 36 条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第 37 条 基金は、当法人の解散のときまでこれを返還しない。

第7章 計算

(事業年度)

第 38 条 当法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 第1項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 41 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第8章 定款等の変更、解散及び清算

(定款の変更等)

第 42 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

2 当法人の事業をより円滑に遂行するために、定款の範囲で施行細則を別途定めることができる。

(解散)

第 43 条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 合併(合併により当法人が消滅する場合に限る。)
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) その他法令で定める事由

(残余財産の帰属)

第 44 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第 45 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局責任者及び所要の職員を置く。
- 3 事務局責任者及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

第10章 委員会

(委員会)

第 46 条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員長及びその他の委員は、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営等に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第11章 附 則

(最初の事業年度)

第 47 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から 2020 年(令和 2 年)6 月 30 日まで

とする。